

30給衛協発第76号
平成30年12月7日

関係各位

一般社団法人全国給水衛生検査協会
会長 奥村 明雄
(公印省略)

平成30年度「認定水道水質検査員更新の手続き」 について（ご案内）

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当協会の事業推進につきましては、平素格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協会は水道法第20条に基づき、水道水質検査を的確に行うために必要な高度な知識を持つ専門家を養成するために、所定の講習会を受講していただき、一定の要件を満たした者を資格認定する認定水道水質検査員制度を設けて、認定証を付与しております。

当資格は付与の後、一定の年限を過ぎる者に対しては更新の手続きを受けていただき、認定の更新を行うことといたしております。

なお、昨年度から、更新の手続きはレポート課題（5題）の提出といたしますので、よろしくお取り計らい下さいますようご案内申し上げます。

貴所属の資格認定者は、下記のとおりです。

※受講対象者が退職又は認定更新の必要がない場合、氏名変更をしている方は、下記、問い合わせ先までご連絡おねがいたします。

平成30年度

認定水道水質検査員更新の手続き 募集要項

1. 目的:

本講習会は、水道法第20条の規定に基づく、厚生労働大臣の登録検査機関の水道水質に関する検査員の当協会としての資格認定及び技術の向上を目的とする。

2. 更新の対象者:

認定水道水質検査員の資格取得後、5年間の期限を経過した者のうち、更新の手続きを希望する者

3. レポート課題の内容

① 水道水質検査機関の社会的役割について述べなさい。

※「コンプライアンス」を含めること。

② 内部精度管理・外部精度管理の必要性に関して述べなさい。また、自社の実施状況及び取り組みについて述べなさい。

※「自社の精度管理計画」を添付すること。

③ 平成15年7月22日厚生労働省告示第261号(最終改正平成30年3月28日厚労省告示第138号)の改正に関して、次の「各別表の改正」について、どのように改正されたか具体的に述べなさい。

(1) 検水の濃度範囲に係る規程の改正

別表5, 6, 13, 20の測定対象物質の濃度範囲の拡大について

(2) 金属類(別表6)の分析における内部標準液に係る規程の改正

(3) 陰イオン混合標準液等(別表13)に係る規程の改正

④ 水質基準値を超過する検査結果が得られた場合、機関内の対応及び先方(委託者)への対応について述べなさい。

⑤ 塩素消毒(処理)の必要性和、その利点及び欠点に関して述べなさい。

※「消毒副生成物」を含めること。

4. 提出方法

- ・ ページの枚数と様式は問いません。
- ・ メール又は郵送で、下記の間合せ先にご送付ください。

5. 更新の認定：

レポート課題を提出した者に、「一般社団法人全国給水衛生検査協会 認定水道水質検査員」の証書を交付する。

6. 受講料：1名 3,000円(税込)

7. 更新の手続き：

受講希望者は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、お申し込み下さい。

申込受理後に、受講決定通知書と請求書をご送付いたします。

なお、当協会は送金手数料を負担いたしませんので、ご注意ください。

8. 申込締切：平成31年1月18日(金)

9. レポート提出締切：平成31年2月8日(金)

【間合せ先】〒210-0828 川崎市川崎区四谷上町10-6

一般社団法人全国給水衛生検査協会

事務局 担当 大和田いづみ

TEL: 044-270-4375 FAX:044-270-4376

E-mail:kyueikyo@kyueikyo.jp

認定検査員講習会制度実施要綱

一般社団法人全国給水衛生検査協会

(目的)

第1条 一般社団法人全国給水衛生検査協会（以下、「協会」という。）は、水道水質検査及び簡易専用水道の管理に関する検査を適切に行うために、専門知識を有する者を養成して技術の向上と研鑽を積むことを目的として、認定検査員講習会制度を設ける。

(運営委員会)

第2条 協会はこの制度を的確に実施するために、水道水質検査員制度運営委員会及び簡易専用水道検査員制度運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の委員は、学識経験者、行政機関、関係団体等5名以内で構成し、委員長は学識経験をあて、会長が委嘱する。

3 運営委員会は、本制度の基本的事項、認定検査員講習会等の教育内容及び認定条件について審議する。

(修了証の発行)

第3条 協会はこの制度のもと、以下の講習会において、所定の課程を修了した者に修了証を発行する。

① 認定水道水質検査員講習会

② 認定簡易専用水道検査員講習会

2 認定検査員講習会修了証の有効期限は5年間とし、別に定める短期の講習会を受講することにより更新できるものとする。

3 厚生大臣認定簡易専用水道検査員講習会の修了者及び平成10年度簡易専用水道検査員講習会修了者（以下、「既得検査員」という。）は、申請により認定検査員となることができる。

- 附 則
- 1 この要綱は、平成16年10月8日から施行する。
 - 2 平成10年に定めた「全国給水衛生検査協会認定検査員制度実施要綱」は廃止する。
 - 3 この要綱は、平成27年7月17日から施行する。

平成30年度 認定水道水質検査員更新
申込書

FAX:044-270-4376

E-mail:kyueikyo@kyueikyo.jp

平成 年 月 日

一般社団法人全国給水衛生検査協会 会長 奥村 明雄 殿

| | | | |
|-----------|---|-------------|---------------|
| フリガナ | | 男 ・ 女 | 昭和 ・ 平成 (○印を) |
| 氏名 | 印 | | 年 月 日生 |
| 勤務先名 | | | |
| 受講 手続き | 平成 年度 資格証書番号： _____ | | |
| 勤務先住所 | 〒 TEL： FAX： | | |
| 請求書 | 上記住所と異なる場合、ご記入下さい。) 〒 請求書宛名： ご担当者： | | |

問い合わせ先